

## 被災者生活再建支援法の概要（H16.4.1以降適用分）

### 1. 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

### 2. 法適用の要件

#### (1) 対象となる自然災害

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、～に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

#### (2) 支給対象世帯

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

### 3. 支給条件

#### (1) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、～の経費に対して支給される。

	合計		
		～	～
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円

通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

住居の移転費又は移転のための交通費

住宅を賃借する場合の礼金

民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）

住宅の解体（除却）・撤去・整地費

住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

（注）大規模半壊世帯は～のみ対象（100万円が限度）

（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に、～の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

（注）他の都道府県へ移転する場合は～それぞれの限度額の1/2

#### (2) 支給に係るその他の要件

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
（年収）500万円 の世帯	300万円	225万円
500万円 <（年収）700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円 <（年収）800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

（注）要援護世帯：心身喪失・重度知的障害者、1級精神障害者、1,2級の身体障害者などを含む世帯

### 4. 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助

# 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律について

平成16年4月1日  
内閣府防災統括官

## 1 法律の背景

- (1) 平成10年に議員立法で成立した「被災者生活再建支援法」は、全壊世帯に最高100万円（家財道具の調達等に要する経費）を支援するもの。
- (2) 同法附則で「住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方」について検討を行い、必要な措置を講ずることと規定されているほか、附帯決議においても「法施行後5年を目途として総合的な検討を加え、必要な措置を講ずる」こととされている。
- (3) 安定した居住の確保は、被災者の生活再建を支援する上で最重要課題の一つ。全国知事会は、都道府県が平成16年度に300億円の拠出をすることを前提に、居住安定確保に係る支援制度創設を要望。
- (4) 平成16年度政府予算案において、現行の支援金に加え、住宅再建等に要する経費について最高200万円の支援を行う居住安定支援制度を創設することが認められた。

## 2 法律の概要（平成16年4月1日施行）

**支援金支給限度額を100万円から300万円に引き上げる**

**都道府県が拠出した運用資金を、取り崩し可能なものとする  
（併せて、拠出に係る地方債の特例措置も創設）**

等の所要の改正を行う。

衆議院本会議 平成16年3月23日 全会一致で可決  
参議院本会議 平成16年3月31日 全会一致で可決・成立、公布

# 制度拡充の内容

## の部分

